

## 山元町職員の懲戒処分等の公表

平成29年11月30日

山 元 町

処 分 理 由	<p>当該職員は、平成29年1月25日(水)午後11時25分頃、帰宅後、自家用車で仙台市内へ向かうため、国道4号下り車線を北進中、仙台市若林区古城3丁目付近で左折し信号機付き交差点へ進入したところ、歩道を横断してきた被害者が乗る自転車と接触し、転倒させる事故を起こした。</p> <p>このことは、道路交通法第70条(安全運転の義務)及び山元町交通事故防止対策実施要領の規定に抵触するものである。</p> <p>なお、当該職員は、過去に速度超過の道路交通法違反により「戒告」処分を受けていることを踏まえ、今後を戒め、懲戒処分として戒告するものである。</p>			
	処分年月日	平成29年11月30日		
当 事 者			処 分 内 容	備 考
所属名	職名	年齢		
町長事務部局外	課長級	50	戒 告	